

2 経営第 2 2 1 4 号
令和 2 年 1 2 月 4 日

各地方農政局経営・事業支援部長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長 殿

農林水産省経営局農地政策課長

国有農地等管理処分事業事務取扱交付金における交付決定事務の適
確な実施について

令和 2 年地方分権改革に関する提案募集において、地方公共団体から「国有農地等の継続的な維持管理に係る国有農地等管理処分事業事務取扱交付金の年度当初からの事業実施への見直し」について提案があったところである。

本提案を踏まえ、国有農地等（農地法等の一部を改正する法律（平成 21 法律第 57 号）第 1 条の規定による改正前の農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 78 条第 1 項の規定により農林水産大臣が管理する土地等）の管理業務が支障なく行われるようにするため、令和 3 年度以降の本交付金の交付事務については、原則 4 月 1 日付けで交付決定が行われるよう、毎年 2 月までに行われる要望額の調査の際に、関係部局及び各都道府県と交付決定事務のスケジュールを調整するよう依頼する。

なお、貴管内都道府県主幹部長に対しては、貴職から通知願いたい。